学校いじめ防止基本方針

平成26年8月 (令和6年7月改訂) 枚方市立蹉跎小学校

枚方市立蹉跎小学校『学校いじめ防止基本方針』

○はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、 子どもと大人「みんな」が総がかりで取り組むべき課題です。

そのため、大人は日頃からすべての子どもに愛情を持って接する心を持ち、人間性や正義感を 育み、信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかな ければなりません。

教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、基本的な方針(以下「学校いじめ防止基本方針」という)を、以下の通り策定します。

令和6年7月 枚方市立蹉跎小学校

1. いじめ防止のための対策の基本的な方針

本校は、「いじめ防止対策推進法」及び「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、保護者・ 地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けての取組を進めていきます。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、人権を重視した指導の徹底に努めます。

いじめに対する措置については、「いじめ防止対策推進法」第23条や国及び本市の基本方針に基づき、再発防止に向けて、いじめは単に謝罪をもって解消することはできないとの認識を持ち、子どもたちが抱える背景事情も踏まえ、適切なアセスメントと対処プランのもと、いじめを受けた子どもの心のケアやいじめを行った子どもの成長支援などにも取り組みます。そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家をできる限り早期に活用します。

また、個々の教職員のいじめへの理解を深めるとともに、子どもたちへの発達支持的生徒指導を通じていじめを生まない学級づくり・学校づくりに取り組みます。また、教職員が互いに支えあい学びあえる環境のもと、組織的な対応を徹底します。これに加え、市のいじめ問題の相談窓口や府の「お手紙相談」、タブレット端末で行う心の可視化アプリ「ぽーちSNS相談」などの活用も進めます。

そして、教職員・保護者・地域が一体となって子どもたちの安心・安全を確保していくとともに、 子どもたちの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めてまいり ます。 ※「ぽーち」とは、枚方市立学校に在籍するすべての子どもたち及び教職員に配備するタブレット端末に搭載されているアプリで、SNS相談の他、可視化されたデータを基に子どもたちの些細な変化を教職員が共有できる機能があります。

2. いじめの定義

法第 2 条では「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。(「いじめ防止対策推進法」)

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応をします。

ただし、「いじめ」の定義には、該当するため、校内の「いじめ防止等の対策のための組織」 (以下「いじめ防止対策委員会」という。)への情報共有は行います。

3. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくものです。

それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気が形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねません。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示します。

- ○誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- ○学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。

また、すべての子どもたちを対象に、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけなければなりません(発達支持的生徒指導)。その指導においては、日ごろから子どもたちへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を行い、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが重要です。

○保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に 努めなければなりません。

- ○子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないこと を認識しなければなりません。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社 会や集団の形成に努めなければなりません。
- ○いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。

以上のような取り組みに加え、学校は教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、 共生社会(※I)の一員となるための<u>市民性教育</u>(※2)・人権教育等の推進などの日常的な教育 活動を通して、全ての子どもたちの発達を支える働きかけを行います。

(※I) 共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、 積極的に参加・貢献していくことができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の 多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

(※2)市民性教育とは、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、 共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成 や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、様々な取組を通じて市民性を養う観点から行う教 育をいう。

4. いじめの未然防止に向けた役割

(1)教育委員会の役割

- ○「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施 策を総合的に推進。
- ○いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的な調査や啓発を行う。
- ○いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導を学校や関係機関と 連携し、迅速かつ適切に行う。
- ○いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめ問題に取り組む学校の 支援を行う。

(2) 学校の役割・姿勢

- ○子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- ○子どもたちが主体の、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。
- ○子どもたちの背景は多様であり、学級や部活動などその子どもを取り巻く学校生活全般において、必要な配慮が受けられるよう、就学前施設や小学校からの引継事項も含め、これら多様な背景の情報を学校全体で共有し、日ごろから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した適切なアセスメントに基づく支援プランの作成と実行を行います。
- ○いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- ○いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、

迅速に対応します。

- ○校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOS のキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめの未然防止及び早期発見に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。
- ○児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づく りに努めます。
- ○分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ○いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を 交換して情報の共有に努めます。
- ○児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ○「いじめは決して許されない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ○教職員は、いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
- ○保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

(3) 子どもの役割

○周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと 思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

(4)保護者の役割

- ○子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- ○学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ること も重要です。
- ○いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速 やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

(5) 地域・関係機関の役割

- ○地域は、子どもたちの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じるときには関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- ○子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもたちが健やかに成長する ことを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

5. いじめ防止対策委員会

(1)いじめ防止対策委員会の設置

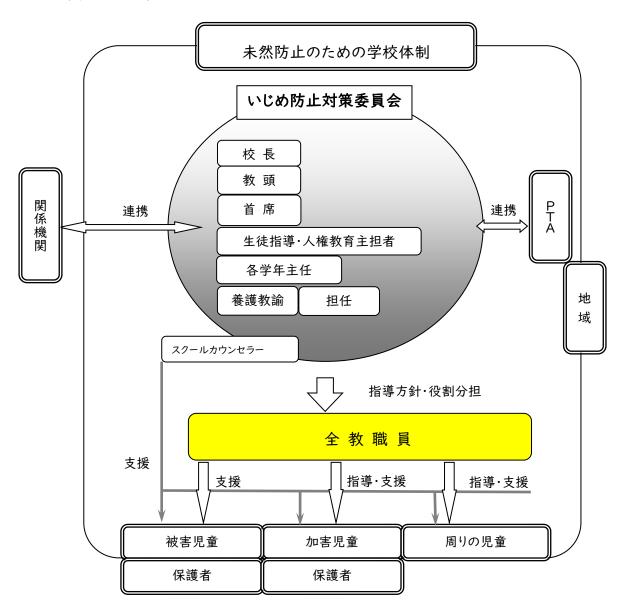
校長、教頭、生徒指導主担者、人権教育主担者、学年主任、養護教諭等によるいじめ防止 対策委員会を設置します。

(2)いじめ防止対策委員会の役割

- ①校内におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ 防止の啓発を行います。
- ②いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ③いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ④本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

6. 学校体制

(学校体制)(大阪府教育委員会 H19.6 いじめ対応プログラム I 67 頁より参考)



7.年間計画

蹉跎小学校いじめ防止年間計画				
	1,2年	3,4年	5,6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知	新旧担任引き継ぎ会
	児童への相談窓口周知	児童への相談窓口周知	児童への相談窓口周知	
	学級・学年の目標作り	学級・学年の目標作り	学級・学年の目標作り	第1回 いじめ防止対
	いじめのない「仲間作り」につい	いじめのない「仲間作り」につい	いじめのない「仲間作り」につい	策委員会(年間
	て話し合いをする。	て話し合いをする。	て話し合いをする。	計画の確認、問題
	家庭訪問	家庭訪問	家庭訪問	行動調査結果を
	(家庭での様子の把握)	(家庭での様子の把握)	(家庭での様子の把握)	共有)
5月				☆生指交流
6月	「いじめアンケート」	「いじめアンケート」	「いじめアンケート」	(週2夕礼で随時)
	学校生活での困っている悩	学校生活での困っている悩	学校生活での困っている悩	☆心の教室相談
	みなどを実施	みなどを実施	みなどを実施	(毎週 回)開室
	教育相談	教育相談	教育相談	アンケート回収と集約
				問題点を共有し、課題
7月	アンケート	アンケート	アンケート	を話し合う
	「学校生活アンケート」実施	「学校生活アンケート」実施	「学校生活アンケート」実施	第2回委員会
				(進捗確認)
8月				いじめ防止職員研修
9月	2学期のクラス目標づくり	 2学期のクラス目標づくり	 2学期のクラス目標づくり	☆生指交流
773	(どんなクラスにしたいかな)	(どんなクラスにしたいかな)	(どんなクラスにしたいかな)	(週2夕礼で随時)
10月	教育相談	教育相談	教育相談	☆心の教室相談
10 /3	张 月 10 000	教育伯 談	张月 1000	(毎週 回)開室
月	 「いじめアンケート」	 「いじめアンケート」	 「いじめアンケート」	アンケート回収と集約
11 /3	学校生活での困っている悩	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・	問題点を共有し、課題
	みなどを実施	みなどを実施	みなどを実施	を話し合う
12月			V/ &C & X/IB	と品し日
12/3	3学期のクラス目標づくり	 3学期のクラス目標づくり	 3学期のクラス目標づくり	第3回委員会
1 /1	「いじめアンケート」	「いじめアンケート」	「いじめアンケート」	状況報告と取組みの
	学校生活での困っている悩	・	- ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	検証)
	みなどを実施	みなどを実施	みなどを実施	17,000
2月	教育相談	教育相談	教育相談	第4回委員会
3月	1V CI IHM	27.13.1H M/	TV IS IN MY	3年日女兵公
- /1				証)
				^咄 / 次年度学級編制につ
				いての交流会
	1			· 、、

8. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な 取組を計画・実施します。

(1) 思いやりの心をはぐくむ教育

①授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育みます。

(2) 豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり

- ①仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ②「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いたる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。
- ③学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、 社会的スキル等を育てます。

(3) 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

- ①すべての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ②見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら 教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知ら せることは正しいことであることを併せて指導します。

9.いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

(1)信頼関係の構築

①日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに 努めます。その上で担任を中心にして深い信頼関係を築きます。

(2)児童理解

- ①平素から児童の交遊関係などの生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化 やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ②定期的(学期に1回)にアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて積極的に取り組みます。

(3)相談体制の充実

①養護教諭や心の教室相談員と効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

(4)校外相談機関との連携

①校外の相談機関の機能や利用の仕方を保護者に周知します。

10.いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い、 対応します。

(1)いじめの事実関係の把握

- ①いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り 除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。
- ②関係児童双方、周囲の児童から個々の事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

(2) いじめへの指導

- ①いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。
- ②関係児童だけの問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校全体の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組みを進めます。
- ③児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ④状況に応じて枚方市教育委員会、枚方警察署、少年サポートセンター、大阪府中央子ども 家庭センター、枚方市まるっとこどもセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ⑤指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

11.特別な支援を必要とする児童への配慮

支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に、特に配慮します。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくためは、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、支援学級と通常の学級との交流を積極的に進めます。

12.インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1)未然防止

- ①インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発を努めます。
- ②パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくり について、保護者に協力を依頼します。

(2)早期対応

①インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察等の関係機関と連携して対応します。

13. 保護者・地域との連携

- ①PTA、地域コミュニティ、第二中学校区および蹉跎中校区地域教育協議会等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校の見守り活動等を通じて、児童の様子を積極的に見守ります。
- ②PTAや地域の会合等で、学校のいじめ問題への取組について情報を発信します。
- ③児童、保護者、地域が一緒に参加する催し等を実施し、地域ぐるみでいじめの問題に取り 組みます。

14. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

15. 重大事態への対処

- (1) 重大事態の報告と調査
 - ①重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
 - ②教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。

(2)調査結果の報告

- ①重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに 提出します。
- ②いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

〈重大事案と想定されるケース〉

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等

16.その他

本校は、校内いじめ防止対策委員会によって、適宜、蹉跎小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときには改訂します。

≪いじめを認知したときの学校対応≫

|| 正確な情報収集

児童本人、関係児童、保護者、担任、学年教員、

専科教員、委員会・クラブ担当、地域の方等の関係者から状況を聞き取る。

2 いじめ問題対策委員会を開催

- ○情報の整理・分析
- ○対応方針・対応策の決定
- ○支援体制の確立
- ○関係機関との連携
- ・いじめを認知したときの対応策の協議
- ・相談活動の計画と実施
- ·学校全体の状況把握
- ・未然防止に向けての具体的な指示
- ・いじめ防止の授業やアンケートの実施 (アンケートは学期に1回実施)
- ・職員研修の実施
- ・幼稚園・保育所・中学校との連携
- ・関係機関との連絡調整

3 全職員で早期解決

- ○全職員がチームになって対応していく。
- ○一人の目でなく、複数の目で対応する。
- ○多様なかかわりを考慮しながら支援体制を要請する。」

報告・連絡・相談による

全職員の共通理解

↓ 支 援

○関係児童·保護者	○児童本人·保護者	○学級·学年
指導·協力依頼	心のケア・サポート	学級づくり
サポート		人間関係の改善

4 留意事項

- ○状況に応じて組織・対応を変化させる。
- ○報告・連絡・相談を徹底する。
- ○子どもたちが安全で安心して学校生活が送れるようにチームとして動く。